

四日市市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 四日市市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するための総合的な計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整や必要な協議を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を三重県四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所内に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するための総合的な計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するための総合的な計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するための総合的な計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は別表1に掲げる委員をもって組織する。

(役員を選任及び職務)

第5条 協議会は、会長、座長を置く。

- 2 会長は、四日市市都市整備部理事（公共交通政策を担当する者）をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 座長は、会長の指名によりこれを定める。
- 5 座長は、専門的な識見をもって第1条の目的の達成に必要となる助言を行う。
- 6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め会長の指名する者をもって会長の職務を代理させることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、会長が招集することとし、座長を会議の議長とする。

2 座長が会議に出席できないときは、あらかじめ座長から指名された者が議長に当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議の議決は、出席委員の3分の2以上で決する。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、四日市市都市整備部都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成26年7月7日から施行する。
- 2 協議会設立時の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附則

- 1 この規約は、令和4年 月 日から施行する。

別表1（第4条関係）

条 項	区 分	委 員
法第6条第2 項第1号	計画作成市	四日市市
法第6条第2 項第2号	公共交通事業者等	三重交通(株) 三岐鉄道(株) NPO法人生活バス四日市 近畿日本鉄道(株) 東海旅客鉄道(株) 伊勢鉄道(株) 四日市あすなろう鉄道株式会社 特定非営利活動法人下野活き・域 ネット (公社) 三重県バス協会 (一社) 三重県タクシー協会
	道路管理者	国土交通省三重河川国道事務所 四日市建設事務所
法第6条第2 項第3号	公安委員会	四日市南警察署 四日市北警察署 四日市西警察署
	地域公共交通の利用者	四日市市自治会連合会 神前地区まちづくり推進委員会 沿線高校代表者 四日市市老人クラブ連合会
	学識経験者	学識経験者
	その他必要と認める者	国土交通省三重運輸支局 三重県地域連携部交通政策課 四日市商工会議所 三重交通労働組合

(オブザーバー)

国土交通省中部運輸局鉄道部

国土交通省中部運輸局交通政策部